

「無人航空機の飛行に関する許可申請書」申請方法

(高度150m以上の空域を飛行する場合)

この申請方法は、日本模型航空連盟準会員(以下準会員)、JPN番号取得者を対象とした、高度150m以上の空域を飛行する場合の申請方法で、クラブ単位での申請を基本にしています。申請しようとする準会員は先ず国土交通省ホームページ“航空”の [無人航空機\(ドローン・ラジコン等\)の飛行ルール](#) を一読し、内容を良く理解した上で申請してください。

尚、日本模型航空連盟模型飛行士登録規定、模型飛行士登録適用一般機体仕様限界に準拠しないものについては個別申請となり、包括申請はできません。

●申請は飛行開始10日開庁日前までに、クラブが飛行しようとする空域を管轄する空港事務所宛に、期日に余裕をもたせて申請する。(下記管轄の空港事務所一覧参照のこと)

●先ず申請書に記入を始める前に、飛行しようとする空域場所の住所、飛行空域の緯度、経度(度、分、秒単位)、海拔を把握します。飛行空域は、例えばA,B,C,D、点に囲われた空域とし、各点の緯度、経度を確定します。国土地理院地図 <http://maps.gsi.go.jp/> を使用し、画面下のタブをクリックすると必要な情報が全て表示され便利です。

●飛行空域の緯度、経度が特定できた後、飛行空域を管轄する全国4分割された交通規制部に電話又はメール等で、無人航空機の飛行に関する許可申請に必要なためと前置きし、飛行空域を緯度・経度、申請高度(申請書に記載する150m以上で400m以下の高度)を伝え趣味のラジコン機を飛行したいが支障ないか確認、支障ないとの回答を得たら、先方回答年月日、対応した人の名前をメモする。(下記管轄交通規制部連絡先一覧参照のこと)
飛行空域が実機飛行場近くなどの場合は管轄空港事務所に相談する。

●クラブ申請書(様式)(ワード形式)を連盟ホームページからダウンロードして記載見本/クラブ申請書(PDF形式)を参照しながら記入を開始する。(青字で記入が好ましい)

(様式1)1ページ目、サンプルを参照、責任者の氏名、住所など、また●●部分を記入する。

(様式1)2ページ目、特に変更箇所無し。

(様式2)特に変更箇所無し。

(様式3)上方「●●フライングクラブ会員」にクラブ正式名に会員を付け加え記入する。下方に年月日、責任者の役職、氏名を記入する。

●クラブ申請書(別紙)(エクセル形式)を連盟ホームページからダウンロードして記載見本/クラブ申請書(PDF形式)を参照しながら記入を開始する。

(別紙1)に飛行空域周辺地図に飛行空域を書き込み、張り込む。印刷したものを貼り付けても良い。

飛行空域の緯度・経度、記入では、4点で囲われた空域の場合変更の必要はない。

緯度・経度 xx 度 xx 分 xx 秒 部分は前記で調べたものを記入する。

代表的な無人航空機の特徴については特に変更の必要はないが、変更は可能である。

機体を変更する場合、写真で入れること。

代表的な操縦装置は（プロポ）は変更しない。

(別紙 2) ●●フライングクラブ 安全飛行のための会則は、そのまま責任者の役職、氏名を書き込みクラブの会則として使用して問題ない。クラブ独自の会則でもよいが、項目 1 から 15 の内容が含まれていることが必須となる。

(別紙 3) ●●フライングクラブ会員名簿はサンプルのような書式で作る。個人特定ができる J P N 番号が含まれていること。

(別紙 4) 2 枚 模型飛行士登録のパフレットには機体の仕様限界、J P N 番号の説明、個人賠償責任保険の規約等が掲載されているため、必ず添付すること。

その他質問等あれば日本模型航空連盟までお問い合わせください。

各空港事務所の詳しい管轄地域は国土交通省ホームページ[各空港事務所の管轄区域](#)を参照ください。

許可・承認申請書の提出空港事務所等連絡先一覧		
名称 (航空管制運航情報官宛)	住所	電話番号
国土交通省	〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	03-5253-8737
東京航空局	〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-1-15	03-5275-9321
大阪航空局	〒540-8559 大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76	06-6949-6591
丘珠空港事務所	〒007-0880 北海道札幌市東区丘珠町	011-781-4162
新千歳空港事務所	〒066-8504 北海道千歳市美々新千歳空港内	012-323-4195
稚内空港事務所	〒098-6643 北海道稚内市大字声間村字声間 6774	016-227-2740
函館空港事務所	〒042-0952 北海道函館市高松町 511	013-857-1738
釧路空港事務所	〒084-0926 北海道釧路市鶴岡 2-260	015-457-6284
三沢空港事務所	〒033-0022 青森県三沢市大字三沢字下夕沢 83-197	017-653-2463
仙台空港事務所	〒989-2401 宮城県名取市下増田字南原	022-383-1301
百里空港事務所	〒311-3416 茨城県小美玉市与沢 1601-21	022-954-0672
成田空港事務所	〒282-8602 千葉県成田市古込字込前 133	047-632-6410
東京空港事務所	〒144-0041 東京都大田区羽田空港 3-3-1	03-5757-3022
新潟空港事務所	〒950-0001 新潟県新潟市松浜町 2350-4	025-273-5093
小松空港事務所	〒923-0993 石川県小松市浮柳町 ㊦21	076-124-0829
中部空港事務所	〒478-0881 愛知県常滑市セントレア 1-1	056-938-2158
大阪空港事務所	〒560-0036 大阪府豊中市蛍池西町 3-371	06-6843-1127
八尾空港事務所	〒581-0043 大阪府八尾市空港 2-12	072-992-9021
関西空港事務所	〒549-0011 大阪府泉南郡田尻泉州空港中1	072-455-1334
美保空港事務所	〒684-0055 鳥取県堺港市佐斐神町 2064	085-945-6114
広島空港事務所	〒729-0416 広島県三原市本郷町善入寺字平岩 64-34	084-886-8654
岩国空港事務所	〒740-0024 山口県岩国市旭町 3-15-2	082-724-8224
徳島空港事務所	〒771-0213 徳島県板野郡松茂町豊久字朝日野 16-2	088-699-6527
高松空港事務所	〒761-1492 香川県高松市香南町由佐 3473-3	087-879-6771

松山空港事務所	〒791-8042 愛媛県松山市南吉田町	089-972-0393
高知空港事務所	〒783-0093 高知県南国市物部	088-863-2620
福岡空港事務所	〒812-0005 福岡市博多区上臼井字屋敷 295	092-629-4012
北九州空港事務所	〒800-0306 福岡県北九州市小倉南区空港北町 6	093-473-1089
長崎空港事務所	〒856-0816 長崎県大村町箕島町 593-2	095-753-6901
熊本空港事務所	〒861-2204 熊本県上益城郡益城町大字小谷	096-232-2854
大分空港事務所	〒873-0421 大分県国東市武蔵町系原大海田	097-867-3773
宮崎空港事務所	〒880-0912 宮崎県宮崎市大字赤江無番地	098-551-2184
鹿児島空港事務所	〒899-6492 鹿児島県霧島市溝辺町麓 838	099-558-4461
那覇空港事務所	〒901-0143 沖縄県那覇市安次嶺 531-3	098-859-5132

各航空交通管制部の詳しい管轄地域は国土交通省ホームページ航空：情報区(FIR)及び管制部管轄空域を参照。

各地域航空交通管制部 所在地及び連絡先一覧		
名称	所在地	連絡先
札幌航空交通管制部	〒007-0837 札幌市東区北三七条東 26-1-25	Tel:011-787-4011(代表) Fax:011-782-8863
東京航空交通管制部	〒359-0042 埼玉県所沢市並木 1-12	Tel:042-992-1181 Fax:042-992-1925
福岡航空交通管制部	〒811-0204 福岡市東区大字奈多字小瀬抜 1302-17	Tel:092-607-7111(代表) Fax:092-607-0474
那覇航空交通管制部	〒901-0142 沖縄県那覇市鏡水 334	Tel:098-858-8201 Fax:098-858-4800

